業　務　方　法　書

（特定野菜等供給産地育成価格差補給事業）

（令和８年９月改正）

公益社団法人徳島県園芸振興資金協会

特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に係る業務方法書

第１章　　総　　則

（目的）

第１条　この業務方法書は、公益社団法人徳島県園芸振興資金協会定款第４条の規定に基づき、公益社団法人徳島県園芸振興資金協会（以下「協会」という。）が行う特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に係る業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資するものとする。

（業務運営の方針）

第２条　協会は、その行う業務の公共的重要性にかんがみ、行政庁その他関係機関との緊密な連絡の下に、その業務を公正かつ能率的に運営するものとする。

（業務）

第３条　協会は、別表１、別表２の対象特定野菜等の欄に掲げる対象特定野菜等の価格に著しい低落があった場合において、その低落が対象特定野菜等（野菜価格安定対策費補助金交付等要綱（令和４年４月１日付け３農産第 3943 号農林水産事務次官依命通知）別記４の特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領（以下「実施要領」という。）の定めるところにより徳島県知事の選定した対象産地の区域内で生産されるものに限る。以下同じ。）の出荷に関し、実施要領の第３の３の（3）に規定する共同出荷組織（以下単に「共同出荷組織」という。）との間に直接又は間接の委託関係（共同出荷組織に対してされた区域内対象特定野菜等の出荷の委託（共同出荷組織に対して、区域内対象特定野菜等の出荷を委託した者に対してされた当該区域内対象特定野菜等の出荷の委託及び当該区域内対象特定野菜等につき順次された出荷の委託を含む。以下同じ）によるものをいう。）にある生産者又は実施要領第３の３の（4）に規定する相当規模生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、当該共同出荷組織に対して価格差補給交付金を、当該相当規模生産者に対して価格差補給金（以下「価格差補給交付金等」という。）を交付する事業（以下「特定野菜等供給産地育成価格差補給事業」という。）を行う。

（対象市場群）

第４条　別表１・別表２に掲げる対象市場は、対象市場群の欄に掲げるとおりとする。

（対象出荷期間）

第５条　特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に係る対象出荷期間は、別表１・別表２の対象特定野菜等の欄に掲げる対象特定野菜等ごとに、これらの表の対象出荷期間の欄に掲げるとおりとする。

（出荷等の条件）

第 6 条　協会は、次の各号に掲げる条件を備えているものについて価格差補給交付金等交付事業を行う。

（１）　協会の承認を得てあらかじめ定められた会員の生産及び販売計画に基づくもの。

（２）　全農徳島県本部等の定める出荷規格に基づき販売されているもの。

（３）　実施要領に定める趣旨に基づき出荷が計画的に行われているもの。

（業務対象年間）

第７条　協会は、別表１･別表２に掲げる対象特定野菜等、対象市場群及び対象出荷期間により定めるこれらの表に掲げる業務対象年間について業務を行うものとする。

２　協会は、価格差補給交付金等の交付に充てるための準備金（以下「交付準備金」という。）が著しく減少したことにより業務を行うことが困難と認められる場合、共同出荷組織又は相当規模生産者（以下「共同出荷組織等」という。）の交付予約数量の適正化を図る必要がある場合、農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく農業経営収入保険事業の実施に伴い必要がある場合、その他やむを得ないと認められる場合には、理事長の決裁を得、かつ県知事の承認を得てこれを短縮することができる。

第２章　　価格差補給交付金及び補給金の交付

（価格差補給交付金等の交付に関する申込み）

第８条　共同出荷組織等は、別表１・別表２に掲げる業務区分（以下単に「業務区分」という。）ごと及び業務対象年間ごとに、価格差補給交付金等の交付を受けるべき旨をその価格差補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間の開始の日の１ヵ月前の日までに別記様式第１号の申込書により申し込むものとする。この場合において、共同出荷組織等は別表 1 に掲げる最低基準額の 11 分の 9 に相当する額を最低基準額とみなして価格差補給交付金等の交付を受けるべき旨の契約（以下「特例 45」という。）、最低基準額の 11 分の 10 に相当する額を最低基準額とみなして価格差補給交付金等の交付を受けるべき旨の契約（以下「特例 50」という。）又は最低基準額の 11 分の 12 に相当する額を最低基準額とみなして価格差補給交付金等の交付を受けるべき旨の契約（以下「特例 60」という。）の締結を申し込むことができるものとする。また、別表 2 に掲げる最低基準額の 6 分の 5 に相当する額を最低基準額とみなして価格差補給交付金等の交付を受けるべき旨の契約（以下「特例 50」という。）、最低基準額の 12 分の 11 に相当する額を最低基準額とみなして価格差補給交付金等の交付を受けるべき旨の契約（以下「特例 55」という。）、最低基準額の 12 分の 13 に相当する額を最低基準額とみなして価格差補給交付金等の交付を受けるべき旨の契約（以下「特例 65 という。）、最低基準額の 6 分の 7 に相当する額を最低基準額とみなして価格差補給交付金等の交付を受けるべき旨の契約（以下「特例 70」という。）の締結を申し込むことができるものとする。

２　協会は、前項の規定による申込みを承諾したときは遅滞なく、その旨を当該共同出荷組織等に通知するものとする。

（交付予約数量の減少又は解約）

第８条の２　第８条第２項の規定により通知を受けた共同出荷組織等は、農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）第 177 条に規定する農業経営収入保険（以下「収入保険」という。）の保険関係成立（成立する見込みを含む）に係る、交付予約数量の減少又は解約を申し込むことができるものとする。

２　前項の申し込み期限は、業務区分ごとに、交付予約数量の減少又は解約をしようとする年の

対象出荷期間が開始される月の前月の 10 日までに申し込むものとする。

3　協会は、第１項の規定による申込みを承諾したときは遅滞なく、その旨を当該共同出荷組織等に通知するものとする。

（みどりチェックチェックシート）

第８条の３　共同出荷組織等は、野菜価格安定対策事業の推進について（令和５年４月 25 付け４農産第 4453 号-1 農林水産省農産局長通知）第３の規定に基づき「環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）チェックシート」（別記様式第 9 号）（以下「チェックシート」という。）を協会に提出することとする。また、チェックシートを提出する者のうち、GAP 認証を取得している相当規模生産者は、みどりの食料システム戦略の趣旨を理解した上で、野菜を含む分野を対象とするGAP認証書等の写しを提出することによりチェックシートの提出を省略することができる。対象となるＧＡＰ認証は以下の通りとする。

・ＪＧＡＰ
・ＡＳＩＡＧＡＰ
・ＧＬＯＢＡＬG.A.P.
・国際水準ＧＡＰガイドラインに準拠し、農業者の取組状況を確認する体制を有する都道府県ＧＡＰ

2　チェックシートの提出は、同一事業年度において一回とし、当該事業年度に交付予約数量の申込みを行う対象野菜全体について申告することとする。

（負担金）

第 9 条　協会は、第８条第 2 項の規定により申し込みの承諾を共同出荷組織等に通知したときは当該共同出荷組織等に負担金を負担させるものとする。

2　前項の負担金の額は業務区分毎に別表 1 にあってはこの資金造成単価（特例 45 にあってはこの額の 5 分の 7 に相当する額、特例 50 にあってはこの額の 5 分の 6 に相当する額、特例 60 にあってはこの額の 5 分の 4 に相当する額）、別表 2 にあってはこの資金造成単価（特例 50 にあってはこの額の 3 分の 4 に相当する額、特例 55 にあってはこの額の 6 分の 7 に相当する額、特例 65 にあってはこの額の 6 分の 5 に相当する額、特例 70 にあってはこの額の 3 分の 2 に相当する額）に前条第 1 項の申込書に記載した交付予約数量を乗じて得た額に別表 3 に掲げる比率を乗じて得た額とする。ただし、当該業務対象年間の直前の業務対象年間において交付準備金の残額がある共同出荷組織等に係る負担金の額を控除した額とする。

3　共同出荷組織等は負担金の全額をこの価格差補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間開始の日の前日の 10 日前の日（その日が土曜日・日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その日後最初に到来する休日等以外の日）までに納入するものとする。ただし、「野菜価格安定対策事業の推進について（令和５年４月 25 付け４農産第 4453 号-1 農林水産省農産局長通知）別記４特定野菜等供給産地育成価格差補給事業」の一部改正があった場合において、既に経過している業務区分に係る負担金納入期限は、変更後の同通知の施行の日から１ヶ月を経過した日（その日が休日等に当たるときは、その日後最初に到来する休日等以外の日）とする。

4　協会は、第 1 項の規定により共同出荷組織等に負担金を負担させるときは、当該共同出荷組

織等に負担金の額、納入期限及び納入方法を記載した納入告知書を送付するものとする。

5　定款第５条に規定する会員で定款同第１号及び第４号の会員の負担金の額は業務区分ごとに別表１・別表２の資金造成単価の額に第８条第１項の申込書に記載した交付予約数量を乗じて得た額に別表３に掲げる比率を乗じて得た額とする。

（負担金の返戻）

第９条の２　協会は、業務対象年間の期間内においては、当該業務区分に係る負担金を共同出荷組織等に対し返戻しないものとする。

2　第７条第２項に定める業務対象年間の終了又は短縮に伴い、新たに開始する業務対象年間に係る交付予約数量又は資金造成単価等が、その直前の業務対象年間に係る交付予約数量又は資金造成単価等を下回り資金造成額が減じる場合、又は第８条の２第３項の交付予約数量を減少又は解約が成立した場合において、共同出荷組織等から負担金として納入された金銭を返戻することができるものとする。

3　共同出荷組織等は減少する予約数量分の負担金を最初の年の対象出荷期間開始の日の前日の10日前の日（その日が土曜日・日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その日後最初に到来する休日等以外の日）までに返戻するものとする。

（交付予約数量の増加）

（交付予約数量の増加）

第10条　第８条第２項の規定により通知を受けた共同出荷組織等は、別記様式第２号の申込書を提出して、その通知に係る同条第１項の申込書に記載した交付予約数量の増加を申し込むことができる。

2　第８条及び第９条の規定は前項の申込みについて準用する。この場合において、第８条第１項中「価格差補給交付金等を受けるべき旨をその価格差補給交付金等の交付を受けようとする最初の年」とあるのは「交付予約数量の増加分について価格差補給交付金等の交付を受けようとする最初の年」と第９条第２項中「前条第１項の申込書に記載した交付予約数量」とあるのは「第８条第１項の申込書に記載した交付予約数量の増加分」と読み替えるものとする。

（延滞金）

第11条　協会は、共同出荷組織等が負担金をその納入期限までに支払わない場合には、当該納入期限の翌日からその納入を終了する日の前日までの日数により年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴することができるものとする。

（負担等の相殺を禁止）

第12条　共同出荷組織等は、協会に納入すべき負担金については、相殺をもって協会に対抗することができない。

（価格差補給交付金等を交付する場合）

第13条　価格差補給交付金等の交付は、業務区分毎に第８条第１項の規定による申込みをした共同出荷組織等がその生産者の委託を受けて、又は直接に当該対象出荷期間に当該対象市場群に出荷した当該対象特定野菜等（第６条により出荷されたものに限る。以下同じ。）の旬別の

加重平均販売価額に相当する額（以下「旬別平均販売価額」という。）が、別表 1・別表 2 に掲げる保証基準額（以下「保証基準額」という。）を下回った場合に共同出荷組織等に対して行うものとする。

2　旬別平均販売価額の算定に当たっては、毎月 1 日から 10 日まで、11 日から 20 日まで及び 21 日から 31 日（その月の末日が 28 日である月については 28 日その月の末日が 29 日である月については 29 日、その月の末日が 30 日である月については 30 日）までをそれぞれ一旬として計算するものとする。

ただし、対象出荷期間に属する日の数が 7 日未満である旬の当該対象出荷期間に属する日は、当該対象出荷期間内のその旬と接続している旬に含めるものとする。

（価格差補給交付金等の金額）

第 14 条　対象特定野菜等についての価格差補給交付金等の金額は、業務区分ごと及び共同出荷組織等ごとに旬別の価格差補給交付金単価に、当該共同出荷組織等がその生産者の委託を受けて、又は直接に当該旬別の価格差補給交付金単価に対応する期間に当該対象市場群に出荷した当該対象特定野菜等の数量から、第 15 条の 2 に定める価格差補給交付金等の交付の対象としない数量を除いた数量（その数量が、その数量を当該対象出荷期間に当該対象市場群に出荷した当該対象特定野菜等の数量で除して得た数値に当該共同出荷組織等に係る交付予約数量を乗じて得た数量を上回る場合には、当該乗じて得た数量）を乗じて得た金額の合計額とする。

2　前項の旬別の価格差補給交付金単価は、業務区分ごとに保証基準額から旬別平均販売価額（旬別平均販売価額が別表 1・別表 2 に掲げる最低基準額（別表 1 において、特例 45 にあってはこの額の 11 分の 9 に相当する額、特例 50 にあってはこの額の 11 分 10 に相当する額、特例 60 にあってはこの額の 11 分 12 に相当する額、別表 2 において、特例 50 にあってはこの額の 12 分の 10 に相当する額、 特例 55 にあってはこの額の１２分の 11 に相当する額、 特例 65 にあってはこの額の１２分の１３に相当する額、 特例 70 にあってはこの額の 6 分の 7 に相当する額）を下回ったときは、当該最低基準価額）を差し引いて得た額に 10 分の 8 を乗じて得た額とする。

3　価格差補給交付金等の金額は、共同出荷組織等に別記様式第 3 号により通知し、その結果を徳島県知事に報告しなければならない。

（出荷数量及び販売価額の認定）

第 15 条　共同出荷組織等は、対象市場群の卸売業者が発行する仕切書、買付計算書、売買通知書又は、電子計算機で作成された仕切書に替わる書類（以下「仕切書等」という）を受領したときはその受理した日から 10 日以内にその写しを協会に提出するものとする。

2　全国農業協同組合連合会徳島県本部を通じて出荷及び販売した共同出荷組織等は当協会で集計した実績表を基に出荷数量及び販売金額の確認をするものとする。

3　協会は、前項の規定により提出された仕切書等の写し及び確認書に基づき、対象特定野菜等の出荷数量及び販売価額を認定するものとする。

（価格差補給交付金等の交付の対象としない数量）

第１５条の２　価格差補給交付金等の交付の対象としない数量は次のとおりとする。

（1）共同出荷組織にあっては、次のア及びイの数量を合計した数量とする。

ア　共同出荷組織が負担金相当額を直接又は間接の構成員に賦課している場合において、当該構成員以外の構成員が当該共同出荷組織に出荷を委託した対象特定野菜等の数量

イ　対象特定野菜等の生産者が共同出荷組織に対して申告する事業を利用しない期間に当該対象特定野菜等の収入保険の保険関係が成立した生産者が共同出荷組織に出荷を委託した対象特定野菜等の数量

（2）収入保険の保険関係が成立した相当規模生産者にあっては、相当規模生産者が協会に申告する事業を利用しない期間の対象特定野菜等の出荷数量

（旬別平均販売価額の通知）

第 16 条　協会は、業務区分ごとに当該対象出荷期間の終了後遅滞なく対象特定野菜等の出荷数量及び旬別平均販売価額を算定し、その結果を関係共同出荷組織等及び県知事に通知しなければならない。

（価格差補給交付金等の交付申請）

第 17 条　共同出荷組織等は、価格差補給交付金等の交付を受けようとするときは、第 14 条の通知を受けた日から 10 日以内に、別記様式第 4 号の交付申請書により申請するものとする。

（価格差補給交付金等の一部交付等）

第 18 条　協会は、共同出荷組織等が次の各号の一に該当する場合には、価格差補給交付金等の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した価格差補給交付金等の全部若しくは一部を返還させることができる。

（１）　故意又は過失により第８条第１項の申込書に不実の記載をしたとき。

（２）　正当な理由なくして負担金の納入を怠ったとき。

（３）　仕切書等の改ざんを行い又は行わせたとき。

（４）　交付を受けた価格差補給交付金等について補給金の交付を怠ったとき。

（５）　共同出荷組織等と特例 45、特例 50 及び特例 55 の契約を行っている場合であって、当該対象出荷期間中において、当該共同出荷組織が生産者の委託をうけて、又は当該相当規模生産者が直接に対象市場群に出荷した当該対象特定野菜等の数量が、業務区分ごとに、知事の承認を受けた供給計画の出荷数量との差の数量の当該供給計画に対する割合が 5 分の 1 以上である場合には、第 14 条第 2 項の価格差補給交付金等の単価については、次のア又はイの額を上回ることはできない。

ア　別表１の業務区分において、特例 45 の締結を行っている場合にあっては資金造成単価の 7 分の 5、特例 50 の締結を行っている場合にあっては資金造成単価の 6 分の 5

イ　別表２の業務区分において、特例 50 の締結を行っている場合にあっては資金造成単価の 4 分の 3（キャベツ、秋冬だいこん、たまねぎ又は秋冬はくさいの場合はこの単価の 8 分の 7）、特例 55 の締結を行っている場合にあっては資金造成単価の 7 分の 6（キャベツ、秋冬だいこん、たまねぎ又は秋冬はくさいを除く。）

（６）　第１号又は第３号に該当する場合のほか、第 22 条に規定する報告の徴収、調査の実施等の結果、共同出荷組織等が価格差補給交付金等を不正に需給していると協会が判断したとき又は共同出荷組織等が正当な理由なく同項に規定する報告の徴収、調査の実施等を拒んだとき。

（価格差補給金等の交付）

第 19 条　共同出荷組織等は、価格差補給交付金等の交付を受けたときは、速やかに、その交付を受けた価格差補給交付金等の金額に相当する金額を第１４条第１項の委託に係る生産者に対して、その委託に係る対象特定野菜等の数量を基礎として、価格差補給交付金等を交付しなければならない。

２　共同出荷組織等は、価格差補給交付金等の交付を終了したときは、遅滞なく、別記様式第５号の報告書により、その交付の結果を協会に報告しなければならない。

３　相当規模生産者は、価格差補給交付金等を受領したときは、遅滞なく別記様式第５号の報告書により協会に報告しなければならない。

（価格差補給交付金等の削減）

第 20 条　協会は、業務区分ごとに、価格差補給交付金等の額が別表 1・別表 2 の資金造成単価欄に掲げる額に当該交付予約数量を乗じて得た額（既に価格差補給交付金等を交付した場合にあっては、この額からその交付した価格差補給交付金等のうち交付準備金を財源として交付した額に相当する額の合計額を差し引いて得た額）を超えるときは、価格差補給交付金等の金額から当該超える額を削減するものとする。

（交付準備金）

第 21 条　協会は、業務区分ごとに、第 9 条第 1 項の規定により共同出荷組織等から徴する負担金、助成金及び補助金並びにその他の共同出荷組織等以外の者から価格差補給交付金等の交付に充てることを条件として交付された金銭を交付準備金として積み立てるものとする。

２　交付準備金は、特定野菜供給産地育成価格差補給事業及び指定野菜供給産地育成価格差補給事業の区分ごとに造成するとともに、かつ、各業務区分ごとに経理するものとする。

３　業務区分ごとの勘定においては、業務区分ごとに共同出荷組織等の納付した負担金、価格差補給交付金等に充てるものとして受け入れた金銭を経理する。

４　協会が管理する交付準備金については、総会の議決を得て、次の各号に掲げる方法により運用するものとする。

（１）　県信連への預金

（２）　有価証券の取得

第３章　　雑　　則

（報告の徴収）

第22条　協会は、価格差補給交付金等の交付が適切に行われるために必要と認められるときは、共同出荷組織等から業務の状況、価格差補給交付金等の交付のための措置について報告を徴し、若しくは調査し、又は書類若しくは帳簿の閲覧を求めることができる。

２　前項の報告の徴収、調査の実施等の結果、価格差補給交付金等を不正に受給していると判断した場合には、第 18 条第 1 号、第 3 号又は第 6 号に該当するものとして同条に規定する価格差補給交付金等の返還のほか、不正受給者の公表、翌業務対象年間の交付予約数量の減量又は交付予約申込みの拒否等の必要な措置を講ずることができるものとする。

（押印の省略）

第 23 条　この業務方法書に係る文書については、公印の押印を省略できるものとし、公印の押印を省略した文書は、電子メールで送受信することにより施行できるものとする。

附　則　　(平成１４年１０月９日付け承認)

この業務方法書は、県知事の承認のあった日から施行し、平成１４年４月１日より適用する。

附　則　　(平成１５年８月５日付け承認)

この業務方法書は、県知事の承認のあった日から施行し、平成１５年４月１日より適用する。

附　則　　(平成１６年８月２３日付け承認)

この業務方法書は、県知事の承認のあった日から施行し、平成１６年４月１日より適用する。

附　則　　(平成１７年８月１６日付け承認)

この業務方法書は、県知事の承認のあった日から施行し、平成１７年４月１日より適用する。

附　則　　(平成１８年３月７日付け承認)

この業務方法書は、県知事の承認のあった日から施行し、平成１８年３月１日より適用する。

附　則　　(平成１８年８月２１日付け承認)

この業務方法書は、県知事の承認のあった日から施行する。ただし、特定野菜対象市場群の改正は、平成１８年９月１日より適用する。

附　則　　(平成１９年２月２０日付け承認)

この業務方法書は、県知事の承認のあった日から施行する。

附　則　　(平成１９年８月１７日付け承認)

１　この業務方法書は、県知事の承認のあった日から施行する。

２　申込期限が平成 19 年 8 月 31 日前である業務区分のうち平成 20 年 3 月 31 日までに出荷開始する業務区分については、なお従前の例による。

３　特定野菜等対象市場群中、東京都三鷹地方卸売市場指定取消しについては、平成１９年６月１８日から適用する。

附　則　　(平成２０年３月５日付け承認)

この業務方法書は、県知事の承認のあった日から施行する。

附　則　　(平成２０年８月２５日付け承認)

この業務方法書は、県知事の承認のあった日から施行する。

附　則　　(平成２１年３月３日付け承認)

この業務方法書は、県知事の承認のあった日から施行する。

附　則　　(平成２１年８月１２日付け承認)

この業務方法書は、県知事の承認のあった日から施行する。

附　則　　(平成２２年３月１日付け承認)

この業務方法書は、県知事の承認のあった日から施行する。

附　則　　(平成２２年７月１６日付け承認)

この業務方法書は、県知事の承認のあった日から施行する。

附　則　　(平成２２年９月１３日付け承認)

この業務方法書は、県知事の承認のあった日から施行する。

附　則　　(平成２３年２月２１日付け承認)

この業務方法書は、県知事の承認のあった日から施行する。

附　則　　(平成２３年４月６日付け承認)

この業務方法書は、県知事の承認のあった日から施行し、平成２３年４月１日より適用する。

附　則　　(平成２３年７月２０日付け承認)

この業務方法書は、県知事の承認のあった日から施行する。

附　則　　(平成２４年２月２７日付け承認)

この業務方法書は、県知事の承認のあった日から施行する。

附　則　　(平成２４年８月３日付け承認)

この業務方法書は、県知事の承認のあった日から施行する。

附　則　　(平成２５年２月２８日付け承認)

この業務方法書は、県知事の承認のあった日から施行する。

附　則　　(平成２５年６月２６日付け承認)

この業務方法書は、県知事の承認のあった日から施行し、平成２５年４月１日より適用する。

附　則　　(平成２６年２月１９日付け承認)

この業務方法書は、県知事の承認のあった日から施行する。

附　則　　(平成２６年３月１１日付け承認)

この業務方法書は、県知事の承認のあった日から施行する。

附　則　　(平成２６年７月１日付け承認)

この業務方法書は、県知事の承認のあった日から施行する。

附　則　　(平成２６年８月４日付け承認)

この業務方法書は、県知事の承認のあった日から施行する。

附　則　　(平成２７年２月１７日付け承認)

この業務方法書は、県知事の承認のあった日から施行する。

附　則　　(平成２７年６月２５日付け承認)

この業務方法書は、県知事の承認のあった日から施行する。

附　則　　(平成２８年２月１５日付け承認)

この業務方法書は、県知事の承認のあった日から施行する。

附　則　　(平成２８年８月３日付け承認)

この業務方法書は、県知事の承認のあった日から施行する。

附　則　　(平成29年2月13日付け承認)

この業務方法書は、県知事の承認のあった日から施行する。

附　則　　(平成２９年７月13日付け承認)

この業務方法書は、県知事の承認のあった日から施行する。

附　則　　(平成30年2月19日付け承認)

この業務方法書は、県知事の承認のあった日から施行する。

附　則　　(平成30年７月13日付け承認)

この業務方法書は、県知事の承認のあった日から施行する。

附　則　　(平成 30 年 8 月 3 日付け承認)

この業務方法書は、県知事の承認のあった日から施行する。

附　則　　(平成 31 年 2 月 28 日付け承認)

この業務方法書は、県知事の承認のあった日から施行する。

附　則　　(令和元年 7 月 4 日付け承認)

1　この業務方法書は、県知事の承認のあった日から施行する。

2　別表 1 及び別表 2 の業務対象年間について、平成 31 年 5 月 1 日以降の日付は令和と読み替えるものとする。

附　則　　(令和 2 年 3 月 9 日付け承認)

この業務方法書は、県知事の承認のあった日から施行する。

附　則　　(令和 2 年 6 月 29 日付け承認)

この業務方法書は、県知事の承認のあった日から施行する。

附　則　　(令和 3 年 2 月 2 日付け承認)

この業務方法書は、県知事の承認のあった日から施行する。

附　則　　(令和 3 年 7 月 20 日付け承認)

この業務方法書は、県知事の承認のあった日から施行する。

附　則　　(令和 4 年 2 月 24 日付け承認)

この業務方法書は、県知事の承認のあった日から施行する。

附　則　　(令和 4 年 7 月 27 日付け承認)

この業務方法書は、県知事の承認のあった日から施行する。

附　則　　(令和 5 年 2 月 1 7 日付け承認)

この業務方法書は、県知事の承認のあった日から施行する。

附　則　　(令和 5 年 6 月 20 日付け承認)

この業務方法書は、県知事の承認のあった日から施行する。

附　則　　(令和 6 年 1 月 26 日付け承認)

この業務方法書は、県知事の承認のあった日から施行する。

附　則　　(令和 6 年 7 月 30 日付け承認)

この業務方法書は、県知事の承認のあった日から施行する。

附　則　　(令和 7 年 1 月 30 日付け承認)

この業務方法書は、県知事の承認のあった日から施行する。

附　則　　(令和 7 年 8 月 2 9 日付け承認)

この業務方法書は、県知事の承認のあった日から施行する。

附　則　　(令和 8 年 1 月 2 9 日付け承認)

この業務方法書は、県知事の承認のあった日から施行する。

附　則　　(令和 8 年 6 月 17 日付け承認)

この業務方法書は、県知事の承認のあった日から施行する。

附　則　　(令和 8 年 9 月 4 日付け承認)

この業務方法書は、県知事の承認のあった日から施行する。

別表１　　特定野菜供給産地育成価格差補給事業

（単位：円）

業務区分			業務対象年間	保証基準額	最低基準額	資金造成単価
対象特定野菜等	対象市場群	対象出荷期間				
えだまめ	近畿 ブロック	6月－10月	令和8年6月1日 ～ 令和10年10月31日	496.50	341.30	124.16
カリフラワー	関東 ブロック	10月－12月	令和8年10月1日 ～ 令和10年12月31日	161.00	110.65	40.28
	東海 ブロック	10月－12月	令和8年10月1日 ～ 令和10年12月31日	152.50	105.03	37.98
	近畿 ブロック	10月－12月	令和8年10月1日 ～ 令和10年12月31日	176.00	120.95	44.04
	中国 ブロック	10月－12月	令和8年10月1日 ～ 令和10年12月31日	133.50	91.88	33.30
	四国 ブロック	10月－12月	令和8年10月1日 ～ 令和10年12月31日	158.50	109.12	39.50
	関東 ブロック	1月－3月	令和9年1月1日 ～ 令和11年3月31日	169.50	116.52	42.38
	東海 ブロック	1月－3月	令和9年1月1日 ～ 令和11年3月31日	149.00	102.42	37.26
	近畿 ブロック	1月－3月	令和9年1月1日 ～ 令和11年3月31日	167.50	115.11	41.91
	中国 ブロック	1月－3月	令和9年1月1日 ～ 令和11年3月31日	137.00	94.37	34.10
	四国 ブロック	1月－3月	令和9年1月1日 ～ 令和11年3月31日	149.50	102.69	37.45
さやえんどう	関東 ブロック	5月－6月	令和8年5月1日 ～ 令和10年6月30日	708.50	487.05	177.16
	東海 ブロック	5月－6月	令和8年5月1日 ～ 令和10年6月30日	826.50	568.25	206.60
	関東 ブロック	1月－4月	令和9年1月1日 ～ 令和11年4月30日	819.00	562.97	204.82
	東海 ブロック	1月－4月	令和9年1月1日 ～ 令和11年4月30日	783.00	538.43	195.66
	近畿 ブロック	1月－4月	令和9年1月1日 ～ 令和11年4月30日	751.50	516.76	187.79
しょうが	関東 ブロック	8 月 ― 10 月	令和8年8月1日 ～ 令和10年10月31日	480.00	330.03	119.98
	北陸 ブロック	8 月 ― 10 月	令和8年8月1日 ～ 令和10年10月31日	483.00	332.01	120.79
	中国 ブロック	8 月 ― 10 月	令和8年8月1日 ～ 令和10年10月31日	439.00	301.85	109.72
	四国 ブロック	8 月 ― 10 月	令和8年8月1日 ～ 令和10年10月31日	399.50	274.68	99.86
スイートコーン	東海 ブロック	6月－7月	令和8年6月1日 ～ 令和10年7月31日	168.00	115.68	41.86
	近畿 ブロック	6月－7月	令和8年6月1日 ～ 令和10年7月31日	168.50	115.84	42.13
	中国 ブロック	6月－7月	令和8年6月1日 ～ 令和10年7月31日	159.00	109.47	39.62
ちんげんさい	近畿 ブロック	5月－6月	令和8年5月1日 ～ 令和10年6月30日	180.50	123.96	45.23
	近畿 ブロック	12月	令和8年12月1日 ～ 令和10年12月31日	225.50	155.18	56.26
	近畿 ブロック	1月－2月	令和9年1月1日 ～ 令和11年2月28日	252.00	173.25	63.00
	近畿 ブロック	3月－4月	令和9年3月1日 ～ 令和11年4月30日	219.00	150.51	54.79
にんにく	関東 ブロック	5月－6月	令和8年5月1日 ～ 令和10年6月30日	664.50	456.81	166.15
	東海 ブロック	5月－6月	令和8年5月1日 ～ 令和10年6月30日	754.50	518.83	188.54
	近畿 ブロック	5月－6月	令和8年5月1日 ～ 令和10年6月30日	747.00	513.51	186.79

別表２　　指定野菜供給産地育成価格差補給事業

（単位：円）

業務区分			業務対象年間	保証基準額	最低基準額	資金造成単価
対象特定野菜等	対象市場群	対象出荷期間				
春キャベツ	四国 ブロック	４月－5月15日	令和8年4月1日 ～ 令和10年5月15日	73.50	49.18	19.46
	四国 ブロック	5月16日－６月	令和8年5月16日 ～ 令和10年6月30日	65.50	43.64	17.49
冬キャベツ	四国 ブロック	11月－12月	令和8年11月1日 ～ 令和10年12月31日	69.00	45.95	18.44
	四国 ブロック	１月－３月	令和9年1月1日 ～ 令和11年3月31日	74.00	49.31	19.75
夏秋トマト	近畿 ブロック	７月－９月	令和8年7月1日 ～ 令和10年9月30日	284.50	189.82	75.74
（ミニトマトを除く）	近畿 ブロック	10月－11月	令和8年10月1日 ～ 令和10年11月30日	354.50	236.38	94.50
夏秋トマト	近畿 ブロック	７月－９月	令和8年7月1日 ～ 令和10年9月30日	540.00	360.16	143.87
（ミニトマト）	四国 ブロック	７月－９月	令和8年7月1日 ～ 令和10年9月30日	620.50	413.59	165.53
	近畿 ブロック	10月－11月	令和8年10月1日 ～ 令和10年11月30日	657.00	438.15	175.08
	四国 ブロック	10月－11月	令和8年10月1日 ～ 令和10年11月30日	690.00	459.99	184.01
冬春トマト	近畿 ブロック	５月－６月	令和8年5月1日 ～ 令和10年6月30日	216.00	143.98	57.62
（ミニトマトを除く）	四国 ブロック	５月－６月	令和8年5月1日 ～ 令和10年6月30日	227.50	151.87	60.50
	近畿 ブロック	11月21日－12月	令和8年11月21日 ～ 令和10年12月31日	315.00	210.10	83.92
	四国 ブロック	11月21日－12月	令和8年11月21日 ～ 令和10年12月31日	334.00	222.83	88.94
	近畿 ブロック	1月－2月	令和9年1月1日 ～ 令和11年2月28日	295.00	196.83	78.54
	四国 ブロック	1月－2月	令和9年1月1日 ～ 令和11年2月28日	322.00	214.72	85.82
	近畿 ブロック	３月－４月	令和9年3月1日 ～ 令和11年4月30日	298.00	198.67	79.46
	四国 ブロック	３月－４月	令和9年3月1日 ～ 令和11年4月30日	346.50	231.06	92.35
冬春トマト	近畿 ブロック	５月－６月	令和8年5月1日 ～ 令和10年6月30日	385.50	257.02	102.78
（ミニトマト）	四国 ブロック	５月－６月	令和8年5月1日 ～ 令和10年6月30日	414.00	276.07	110.34
	近畿 ブロック	11月21日－12月	令和8年11月21日 ～ 令和10年12月31日	517.00	344.59	137.93
	四国 ブロック	11月21日－12月	令和8年11月21日 ～ 令和10年12月31日	548.50	365.74	146.21
	近畿 ブロック	1月－2月	令和9年1月1日 ～ 令和11年2月28日	531.00	354.09	141.53
	四国 ブロック	1月－2月	令和9年1月1日 ～ 令和11年2月28日	569.50	379.81	151.75
	近畿 ブロック	３月－４月	令和9年3月1日 ～ 令和11年4月30日	532.50	355.16	141.87
	四国 ブロック	３月－４月	令和9年3月1日 ～ 令和11年4月30日	568.00	378.62	151.50
秋冬はくさい	四国 ブロック	11月－12月	令和8年11月1日 ～ 令和10年12月31日	51.00	33.97	13.62
	四国 ブロック	１月－３月	令和9年1月1日 ～ 令和11年3月31日	56.50	37.61	15.11
夏秋ピーマン	近畿 ブロック	5月16日－7月	令和8年5月16日 ～ 令和10年7月31日	297.00	197.92	79.26
	四国 ブロック	5月16日－7月	令和8年5月16日 ～ 令和10年7月31日	265.50	177.05	70.76
	近畿 ブロック	８月－10月	令和8年8月1日 ～ 令和10年10月31日	316.50	211.18	84.26
	四国 ブロック	８月－10月	令和8年8月1日 ～ 令和10年10月31日	332.50	221.78	88.58

業務区分			業務対象年間	保証基準額	最低基準額	資金造成単価
対象特定野菜等	対象市場群	対象出荷期間				
春ブロッコリー	関東 ブロック	4月-6月15日	令和8年4月1日 ～ 令和10年6月15日	326.50	217.76	86.99
	北陸 ブロック	4月-6月15日	令和8年4月1日 ～ 令和10年6月15日	321.00	214.05	85.56
	東海 ブロック	4月-6月15日	令和8年4月1日 ～ 令和10年6月15日	304.50	202.90	81.28
	近畿 ブロック	4月-6月15日	令和8年4月1日 ～ 令和10年6月15日	317.50	211.78	84.58
	中国 ブロック	4月-6月15日	令和8年4月1日 ～ 令和10年6月15日	324.50	216.32	86.54
	四国 ブロック	4月-6月15日	令和8年4月1日 ～ 令和10年6月15日	314.00	209.50	83.60
冬ブロッコリー	関東 ブロック	10月16日-12月	令和8年10月16日 ～ 令和10年12月31日	278.00	185.46	74.03
	北陸 ブロック	10月16日-12月	令和8年10月16日 ～ 令和10年12月31日	291.00	194.08	77.54
	東海 ブロック	10月16日-12月	令和8年10月16日 ～ 令和10年12月31日	267.00	178.09	71.13
	近畿 ブロック	10月16日-12月	令和8年10月16日 ～ 令和10年12月31日	297.50	198.47	79.22
	四国 ブロック	10月16日-12月	令和8年10月16日 ～ 令和10年12月31日	296.00	197.37	78.90
	関東 ブロック	1月－2月	令和9年1月1日 ～ 令和11年2月28日	322.00	214.78	85.78
	北陸 ブロック	1月－2月	令和9年1月1日 ～ 令和11年2月28日	303.50	202.32	80.94
	東海 ブロック	1月－2月	令和9年1月1日 ～ 令和11年2月28日	283.50	188.96	75.63
	近畿 ブロック	1月－2月	令和9年1月1日 ～ 令和11年2月28日	316.50	211.11	84.31
	四国 ブロック	1月－2月	令和9年1月1日 ～ 令和11年2月28日	309.50	206.33	82.54
	関東 ブロック	3月	令和9年1月1日 ～ 令和11年2月28日	266.50	177.62	71.10
	北陸 ブロック	3月	令和9年1月1日 ～ 令和11年2月28日	262.00	174.61	69.91
	東海 ブロック	3月	令和9年1月1日 ～ 令和11年2月28日	222.50	148.33	59.34
	近畿 ブロック	3月	令和9年1月1日 ～ 令和11年2月28日	238.00	158.79	63.37
	四国 ブロック	3月	令和9年1月1日 ～ 令和11年2月28日	221.50	147.79	58.97

別表３（第９条関係）　　資金造成負担率

事業名＼区分		補助金		負担金	（助成金）
		（国）	県	生産者 単協等	全農 徳島県本部
特定野菜供給産地育成価格差補給事業	その他特定野菜	1/3	1/3	1/3	（1.0）%
	重要特定野菜	1/2	1/4	1/4	（1.0）%
指定野菜供給産地育成価格差補給事業		1/2	1/4	1/4	（1.0）%

注）１．国の負担率は、独立行政法人農畜産業振興機構から価格差補給助成金として交付される予定の負担率

２．指定野菜供給産地育成価格差補給事業については、昭和６１年度以降新たに造成する資金について適要する。

３．重要特定野菜は、生産局長が定める品目とする。

４．特定野菜等供給産地育成価格差補給事業係る重要特定野菜については、平成２３年４月１日以降造成する資金について適用する。

５．全農徳島県本部助成金は、全農徳島を通じて販売される品目を対象とし負担金の一部を助成をする。

特定野菜等対象市場群

特定野菜等対象市場群

○　関東ブロック

宇都宮市中央卸売市場

地方卸売市場上尾市場

JA全農青果センター株式会社東京センター

松戸市公設地方卸売市場南部市場

千葉市地方卸売市場

船橋市地方卸売市場

地方卸売市場浦和総合流通センター

柏市公設総合地方卸売市場

東京都中央卸売市場豊洲市場

東京都中央卸売市場葛西市場

東京都中央卸売市場豊島市場

東京都中央卸売市場世田谷市場

東京都練馬青果地方卸売市場

東京都八王子北野地方卸売市場

東京都東久留米地方卸売市場

JA全農青果センター株式会社神奈川センター

上田地方卸売市場

松本市公設地方卸売市場

東京都中央卸売市場大田市場

東京都中央卸売市場板橋市場

東京都中央卸売市場北足立市場

東京都中央卸売市場淀橋市場

東京都国立地方卸売市場

横浜市中央卸売市場本場

川崎市中央卸売市場北部市場

長野地方卸売市場

静岡市中央卸売市場

佐久地方卸売市場

○　北陸ブロック

新潟市中央卸売市場

金沢市中央卸売市場

高岡市地方卸売市場

富山市公設地方卸売市場

福井市中央卸売市場

○　東海ブロック

岐阜市中央卸売市場

名古屋市中央卸売市場北部市場

名古屋市中央卸売市場本場

三重県地方卸売市場

○　近畿ブロック

京都市中央卸売市場第一市場

大阪市中央卸売市場本場

神戸市中央卸売市場本場

姫路市中央卸売市場

奈良県中央卸売市場

大津市公設地方卸売市場

堺市立青果地方卸売市場

堺七道青果地方卸売市場

岸和田総合食品地方卸売市場

明石市公設地方卸売市場

大阪府中央卸売市場

大阪市中央卸売市場東部市場

神戸市中央卸売市場東部市場

尼崎市公設地方卸売市場

和歌山市中央卸売市場

京都府南部総合地方卸売市場

大阪南部合同青果地方卸売市場

丸池地方卸売市場

JA全農青果センター株式会社大阪センター

伊丹市公設地方卸売市場

○　中国ブロック

鳥取市公設地方卸売市場
岡山市中央卸売市場
倉敷地方卸売市場
津山食品地方卸売市場
広島市中央卸売市場中央市場
広島市中央卸売市場東部市場
呉市中央卸売市場
地方卸売市場丸果三原合同青果市場
尾道総合食品地方卸売市場
福山地方卸売市場

○　四国ブロック

高松市中央卸売市場
香川県中部地方卸売市場
徳島市中央卸売市場
松山市中央卸売市場中央市場
高知市中央卸売市場
地方卸売市場愛媛青果

別記様式第１号（第８条関係）

特定野菜等供給産地育成価格差補給交付金等交付申込書

公益社団法人徳島県園芸振興資金協会
　理事長　　殿

年　　月　　日

　貴協会の業務方法書を承知の上，次に掲げる業務区分に係る数量の対象特定野菜等について価格差補給交付金等の交付を受けたいので申し込みます。

申込者
住所
共同出荷組織等
代表者

業務区分及び交付予約数量
（１）　対象特定野菜等
（２）　対象市場群、期間別予約数量及び月別出荷計画

対象市場群	対象期間	予約数量	予約数量の月別出荷計画					
			月	月	月	月	月	月
			t	t	t	t	t	t
			t	t	t	t	t	t
			t	t	t	t	t	t
合計			t	t	t	t	t	t

（注）予約数量の月別出荷計画の合計と予約数量が同数であること。

（３）　その他

別記様式第２号（第１０条関係）

特定野菜等供給産地育成価格差補給交付金等交付予約数量増加申込書

公益社団法人徳島県園芸振興資金協会

理事長　　殿

年　　月　　日

貴協会の業務方法書を承知の上，１に掲げる業務区分に係る数量の対象特定野菜等について交付予約数量を増加したいので申し込みます。

申込者

住所

共同出荷組織等

代表者

１　業務区分

（１）　対象特定野菜等

（２）　対象市場群

（３）　対象出荷期間

２　交付予約数量の増加数量（トン）

（１）増加予約数量の対象市場群別、月別出荷計画　　（単位：トン）

対象市場群	増加予約数量	増加予約数量の月別出荷計画			
		月	月	月	月
合計					

３　増加の理由

４　増加後の交付予約数量（トン）

５　その他

別記様式第３号（第１４条関係）

特定野菜等供給産地育成価格差補給交付金等交付通知書

共同出荷組織等　　殿

年　　月　　日

公益社団法人徳島県園芸振興資金協会
理事長

業務方法書第１４条の規定により、下記のとおり特定野菜等価格差補給交付金等を交付します。

記

１　価格差補給交付金等金額　　円

２　対象特定野菜等

３　内訳

（単位：円）

対象市場群	対象期間	交付金額	左の内訳				備考
			国	県	全農 徳島県本部	ＪＡ	

＊　価格差補給交付金等の振込みは○月○旬の予定です。

○○年度造成予定額（造成単価・予約数量等が同じ場合）　　（単位：円）

対象 市場群	対象期間	予約 数量	造成 単価	準備金 総額	本年度 造成額	左の内訳			備考
						県	全農徳島 県本部	ＪＡ	

月旬別 区分	対象特定野菜等品名・対象市場群・農協名等						合計
	月			月			
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	
交付予約数量　(A) (ｔ)							
加入者規格品数量（B） (kg)							
旬別出荷比率（C) (%)							
交付対象数量×Ｃ（D) (kg)							
県平均単価　(E) (円)							
保証基準額（F) (円)							
最低基準額（G) (円)							
差額（F－E 又は G）（H） (円)							
価格差補給交付金等単価(I)（H×0.8）（円）							
価格差補給交付金等金額 （D×I）（円）							

注）価格差補給金交付金等単価について、県平均単価が最低基準額を下回った場合は資金造成単価とする。

別記様式第４号（第１７条関係）

特定野菜等供給産地育成価格差補給交付金等交付申請書

公益社団法人徳島県園芸振興資金協会
　理事長　　殿

年　　月　　日

申請者
　住所
　共同出荷組織等
　代表者

　貴協会の業務方法書第１７条の規定により、下記のとおり価格差補給交付金等の交付を申請します。

記

１　価格差補給交付金等交付申請額　　円

２　業務区分
（１）　対象特定野菜等
（２）　対象市場群
（３）　対象出荷期間

３　交付対象生産者数

別記様式第５号（第１９条関係）

価格差補給交付金等交付報告書

公益社団法人徳島県園芸振興資金協会

理事長　　殿

年　　月　　日

報告者

住所

共同出荷組織等

代表者

下記のとおり価格差補給交付金等を交付したので、報告します。

記

１　業務区分

（１）対象特定野菜等

（２）対象市場群

（３）対象出荷期間

２　価格差補給交付金等の受領額　　円

３　価格差補給交付金等の受領日　　年　　月　　日

４　生産者に対する価格差補給交付金等交付額　　円

５　生産者に対する価格差補給交付金等交付日　　年　　月　　日

６　価格差補給交付金等交付対象生産者数　　名

別記様式第６号（第８条２関係）

特定野菜等供給産地育成価格差補給交付金等交付予約数量減少申込書

年　　月　　日

公益社団法人徳島県園芸振興資金協会
　　理事長　　殿

申込者
住所
共同出荷組織名（相当規模生産者名）
代表者氏名
（注：相当規模生産者が個人の場合は「相当規模生産者名
代表者氏名」に替えて「相当規模生産名」とする。）

価格差補給交付金等交付申込書に基づく申込みの承諾により成立した契約について、第８条２の委託に係る対象特定野菜等の生産者が（※）農業保険法第 177 条に規定する農業経営収入保険の保険関係が成立した又は成立する見込みであるため、第８条２の２項に基づき、下記の業務区分に係る交付予約数量を次のとおり減少したいので申し込みます。

記

１　業務区分
　の　対象特定野菜等
　②　対象市場群
　③　対象出荷期間
２　交付予約数量
　の　既申込みの交付予約数量　　トン
　②　交付予約数量の減少数量　　トン
　③　減少後の交付予約数量（①－②）　　トン

（※）相当規模生産者の場合は［第８条２の委託に係る対象特定野菜等の生産者が］とあるのを削除し、特定相当規模生産者の構成員の場合は「第８条２の２項の委託に係る対象特定野菜等の生産者が」を『構成員が』とする。なお、特定相当規模生産者とは、第８条２の２項に規定する構成員の出荷実績に応じて、当該構成員に価格差補給金を配分する相当規模生産者をいう。

別記様式第７号（第８条２関係）

特定野菜等供給産地育成価格差補給交付金等の交付に関する契約の解約申込書

年　　月　　日

公益社団法人徳島県図芸振回資金協会
　　理事長　　殿

申込者
住所
共同出荷組織名（相当規模生産者名）
代表者氏名
「注：相当規模生産者が個人の場合は「相当規模生産者名、代表者氏名」に替えて「相当規模生産名」とする。）

価格差補給交付金箔交付申込書に基づく申込みの承諾により成立した契約について、第８条２の委託に係る対象特定野菜等の生産者が(※)農業保険法第 177 条に規定する農業経営収入保険の保険関係が成立した又は成立する見込であるため、第８条２の２項に基づき、下記の業務区分に係る契約に関して、次のとおり対象出荷期間の開始日から業務対象年間の末日までの期間を解約したいので申し込みます。

記

１　解約する業務区分
①　対象特定野菜等
②　対象市場群
③　対象出荷期間

２　解約の対象となる対象出荷期間の開始日
　　年　　月　　日

（※）相当規模生産者の場合は「第８条の委託に係る対象特定野菜等の生産者が」とあるのを削除し、特定相当規膜生産者の構成員の場合は「第８条の委託に係る対象特定野菜等の生産者が」を「構成員が」とする。なお、特定相当規模生産者とは、第８条２の２項に規定する「構成員の出荷実績に応じて、当該構成員に価格差補給金を配分する相当規模生産者」をいう。

別記様式第８号（第 15 条２関係）

特定野菜等供給産地育成価格差補給交付金等交付事業を
利用しない期間についての申告書

年　月　日

共同出荷組織等
　代表者　　殿

申告者
住所
相当規模生産者名
代表者氏名
（注；相当規模生産者が個人の場合は「相当規模生産者名、代表者氏名」に循えて「相当規模生産名」とする。）

特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領第７に基づき、価格差補給交付金等の交付を受けないものとして、特定野菜等供給産地育成価格差補給交付金等交付事業（本申告書において「事業」という。）を利用しない期間について、下記のとおり申告します。

記

１　事業を利用しない期間
　　年　　月　　日～　　年　　月　　日

２　事業年度（相当規模生産者が個人又は特定相当規模生産者の場合は、記載不要）
　　年　　月　　日～　　年　　月　　日

３　申告者が特定相当規模生産者に該当するかどうか（次のア又はイのいずれかに○を付すこと）
　　ア　該当しない。　　イ　該当する。
（※）特定相当規模生産者とは、第３条に規定する「構成員の出荷実績に応じて、当該構成員に価格差補給金を配分する相当規模生産者」をいう。

４　特定相当規模生産者の場合は、１で記載した期間において、事業を利用しない構成員は、一部又は全部どちらになるか(次のア又はイのいずれかに〇を付すこと)
　　ア　一部　　イ　全部

別添様式第９号

「みどりチェック」 チェックシート（出荷団体向け）

注：チェックシート導入初年度においては、前年度実施状況報告時欄への記載は不要。　　↓該当する方に○

事業実施年度	令和○年度	前年度実施状況報告時 実施しました	
申告者	○○○（△△県）	当年度申請時 実施します	

・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。

解説書

（１）野菜の生産に当たり、共同出荷組織等からの営農指導や栽培マニュアル等に即し、生産者が以下の取組を実施	
チェック	**①適正な施肥**
	・　肥料の適正な保管
	・　肥料の使用状況等の記録・保存に努める
	・　作物特性やデータに基づく施肥設計を検討
	・　有機物の適正な施用による土づくりを検討
	②適正な防除・生物多様性への悪影響の防止
	・　病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
	・　病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める
	・　多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討
□	・　農薬の適正な使用・保管
	・　農薬の使用状況等の記録・保存
	③エネルギーの節減
	・　省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
	④悪臭及び害虫の発生防止
	・　悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	⑤廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
	・　プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
	⑥農作業安全対策の実施
	・　正しい知識に基づく作業安全に努める
（２）団体・生産者において、環境関係法令の遵守及びみどりの食料システム戦略の理解をすること	
チェック □	・　みどりの食料システム戦略に係るパンフレット・チェックシート解説書等を読み、基本的な取組内容を理解
	・　環境関係法令の遵守

関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成７年法律第112号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）とする。

別添様式第９号

「みどりチェック」 チェックシート（生産者向け）

注：チェックシート導入初年度においては、前年度実施状況報告時欄への記載は不要。　　↓該当する方に○

事業実施年度	令和○年度	前年度実施状況報告時 実施しました	
申告者	○○○	当年度申請時 実施します	

・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。

解説書

チェック		
	環境関係法令の遵守等	
□	①	みどりの食料システム戦略の理解
□	②	関係法令の遵守
□	③	正しい知識に基づく作業安全に努める
	適正な施肥	
□	④	肥料の適正な保管
□	⑤	肥料の使用状況等の記録・保存に努める
□	⑥	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討
□	⑦	有機物の適正な施用による土づくりを検討
	適正な防除・生物多様性への悪影響の防止	
□	⑧	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
□	⑨	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める
□	⑩	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討
□	⑪	農薬の適正な使用・保管
□	⑫	農薬の使用状況等の記録・保存
	エネルギーの節減	
□	⑬	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
	悪臭及び害虫の発生防止	
□	⑭	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
□	⑮	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成７年法律第112号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）とする。